第１７回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会　議事録

【日時】2019年6月6日（木）10：00～12：00

【会場】OMM　1階　グラン101

【出席委員】

泉本　徳秀 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表幹事

岩田　三千子 摂南大学　理工学部　住環境デザイン学科　教授

大竹　浩司 公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

古株　徹 日本チェーンストア協会関西支部　事務局次長

小尾　隆一 社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　常務理事

田中　直人 島根大学　客員教授

西尾　元秀 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

松中　亮治 京都大学大学院　工学研究科　准教授

宮林　幸子 一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

山田　伸一　　　生活衛生同業組合　大阪興行協会　常務理事・事務局長

山本　尚子 公益社団法人　大阪府建築士会　委員

湯浅　桂輔 一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　副会長

吉田　勝彦 一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

○部会長

皆さん、おはようございます。本日は朝早くからお集りいただきありがとうございます。今日はこれまでに議論いただいた宿泊施設についての検討を予定しています。どうぞよろしくお願いします。それでは事務局からご説明いただこうと思いますが、できましたら、これまでの議論でどういう点を変更したかについてもご説明いただけたらなと思います。それではよろしくお願いします。

○ホテル又は旅館におけるバリアフリー化の推進について（府より資料１を説明）

○部会長

説明ありがとうございました。基本的にはおおさかユニバーサルデザインルームⅠとⅡの2つのフレームの中で検討していくということで、設計事務所さんやメーカーさん、当事者の方にヒアリングをしていただいて、膨大な資料になってます。内容につきまして、皆さんからご質問いただきたいと思いますが、何かありますか。

○委員

実際の車いす利用者の検証をして、このような案を持ってきていただいたこと、頑張っていただいたと思います。そのうえで意見ですがここの10ページにあります、1ベッドは18平方メートル以上と未満の客室、2ベッド以上は22平方メートル以上か未満ということで分けられてるんですけど、私たちが使っているのを見ると18平方メートルというのはやや広くて、実際15平方メートルぐらいでも使いやすいというのはあります。この資料送っていただいた後に、あるホテルに問い合わせをしたときに、22平方メートルのツインはあるが18平方メートルのシングルというのは無いということでした。ですから私が使ってきた中で15平方メートル以上の広さだと泊まりやすいという実感からくる数字ですが、15と18の間、そうしたときのⅠとⅡの基準全部を満たすのは厳しいとは思いますが、Ⅰの基準にプラスして、浴室の扉75センチメートルとベッドまでの幅80センチメートルがあるかないかということで、実際に使えるか使えないかということもあります。私の経験としては15平方メートル以上でも実感としては作れるんじゃないかと思っているところです。もう一つの意見は、見直しの規定を入れていただきたいと思うんですが、ただ見直しの規定ですが、簡単に直すというのは多分ならないんじゃないかなと思ってます。これを定めると5年10年15年というスパンでの大阪の宿泊施設の基準が出来ると考えています。ですからなおのこと18平方メートルということで分けられていますが、15と18の間で、よりシングルの部屋が使いやすいような基準が出来ないかというのを強く思います。この基準を定めるというのは大きいと思うので、大阪府が昔まちづくり条例を作ったり、日本のバリアフリーの決め方を引っ張て来たと思うんです。今回のホテルの基準のⅠというのも東京の基準と比べると進んだものになっているんですが、この次の未来に活かしていけるものとして、さらに一段使いやすい基準が出来ないかというのをお伝えしたいと思います。以上です。

○部会長

15平方メートルのボーダーの話が出ましたが18平方メートルでの基準でいいのかどうかそれと見直しの規定の話が出ました。これは非常に基本的なフレームなんで、しっかり議論しないと後で首を絞めるということになりかねないと思うんですが、このあたり事務局どうですか。

○事務局

ご意見どうもありがとうございます。説明の中でも述べさせていただいたんですけど、資料の15ページです。1ベッド客室のところで（２）のおおさかユニバーサルデザインⅡの基準を全て当てはめたときに、だいたいどれくらいの客室面積が必要になるのかというのを検討したときの図です。これを見ると17平方メートル強程度が必要となり、18平方メートルと定めているところでございます。委員から、Ⅱの基準の方で④⑤の浴室等の幅ですとか通路幅について必要になってくるとご意見をいただきましたが、全てを設置すると、18平方メートル程度必要になると考えております。府としましては、車椅子使用者に配慮した基準ということで、このⅡを考えてご提案させていただいたところです。Ⅰの基準は、高齢者や肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚障がい者などその他の障がい者の方々に配慮して定めており、少しでも車椅子使用者が利用しやすいように1ベッド客室：18平方メートル未満、2ベッド客室以上：22平方メートル未満の客室に対しても努力義務を規定したところです。また、見直し規定につきましては、現時点では規定しておらず、取扱いについて考えてまいります。

○部会長

より多くの方に配慮したいということでしたけども、車椅子使用者以外の方に対してもどうするかという議論もあると思うんですけども、こういう辺りでご意見等ありますでしょうか。

○委員

努力義務にしていただくことは非常にありがたいことなんですが、やはり努力義務というのがあるから規定を定めると捉えています。ですから努力義務で書いてあるからそれでいいんだということでは納得のいかないところもありまして、よりたくさんの人が客室を使えるような形としては、もう一段階Ⅰ、Ⅱ、Ⅲぐらいの段階で掛けていって増やしていくような形にしていただかないと、使えないというような結果が出てくる。努力義務ということでやってくれるところもあるでしょうけど、仕組みとしてはどうなんだろうというふうに思いますので、仕組みとして整備するには基準化することが必要ではないのかなということで先ほどは発言させていただいたということでご理解いただけたらと思います。

○事務局

先ほどの委員の意見ですが、結局（２）の通路幅のところだけ確保して洗面台やトイレまでの寄り付きは諦めるという理解ですが、この制度の趣旨としまして、ユニバーサルデザインルームⅡについては、以前委員が仰っていましたが、車椅子使用者が洗面台へも寄り付け、洗面台で手を洗うのが大切であり、洗面台や浴槽とかの寄り付きが基本的にできるようにⅡの基準を設定してます。委員の意見のとおり、通路幅の確保だけになりますと、基本的には入浴や手洗いは別の手段となり、通路を確保してベッドまではいけるとの理解だと思います。ただそれをどう制度設計するかというところです。東京都の基準に通路幅70センチメートル以上というのが最初の案ではあり、パブリックコメントの後最終は無くなりました。通路幅の確保のみを行うということも考えられますが、申請やチェックが複雑となることや、どういう理由で行っていくかということも含めてもう再度検討させていただければと思います。

○部会長

基準にするということのテクニカルな問題も含めて、複雑にするよりも、むしろその理念や考え方により弾力的に行うという考え方があるようですが、他の委員の方から意見いただきたいんですがどうでしょう。じゃあ私から質問させていただきますが、規定の中で音の問題が入ってましたけども、これまでどちらかというとバリアフリーの基準の内容は寸法的なことが多かったかなと思いますが、それよりも空間性能として音とか光いろんなものが出てくるんじゃないかと思うんです。そこにマナーの問題もあると思いますが、どんな人が使うか分かりませんが、ヒアリングで問題ないですということを聞いたということですが、それで本当に大丈夫なのかなと思います。

○事務局

ありがとうございます。引き戸の遮音性能が開き戸と比べると落ちてしまう件につきましては、、実際に引き戸にしているホテル事業者にお聞きしたところ特に苦情等は無いということでした。

○部会長

他にないでしょうか。

○委員

話がずれるかもしれませんが、ずっと見てますと先ほどのお話でありますとおり部屋の広さを数値で表してますけども数値さえ合えばいいんだということで話が進んでいますが、私たち視覚障がい者とかは広さの問題だけではないんです。客室ごとにベッドの位置とかのレイアウトが違うというときに、どこになにがあるのかを探すときにホテルの従業員にお世話になって、部屋に入ってレイアウトを学んでいくということになります。これは地下鉄の駅のトイレでもだんだんある程度形の既成化というものがされてます。ホテルでもベッドとテーブルとテレビがあって、ある程度分かるんですが、レイアウトが場所によって違いますと慣れていくのに大変だなと。風呂の中にしましても、アメニティグッズがあってシャワーがあってとか慣れてる人ならいいですが、はじめて宿泊する方にとってはとても大変苦労されることなんです。だからそういう広さだけの問題ではなくて細かいところになると大変だと仰いますが、その細かいところが出来てるか出来てないかが、障がい者にとってはものすごく大事なことになるという認識をしていただきたいなと思います。

○部会長

大変重要なところのご意見いただきましたが、数値だけでは決められないものが非常に多いので、これを基準としてどう表現するのかというテクニックの部分もありますし、図面を付けても図面のとおりだけではだめで、いろんなバリエーションがありますし、デザインを担当するところが基準を超えたアイデアを出した場合に基準どおりの数値を担保しないといけないのか。今のことに関して事務局何かあるでしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。委員からいただいご意見ですが、まずホテルの部屋の形状については、ホテル事業者の計画により、様々な工夫をされている部屋もあり、基準を多くすることにより商品の多様化の妨げになるというご意見も設計事務所からもいただいております。府として最低限の基準を求めていくものは求めていきたいと考えております。部屋の形状やレイアウトにつきましては、情報の公表を活用し、視覚障がい者等ができるだけ分かるようなに公表していただくよう求めていきたいと考えております。また、細かい話になりますが、アメニティグッズやシャンプー等の仕様につきましてはガイドラインの中でどのように置いたら望ましいかなど追記していきたいと考えております。

○部会長

他にご意見ありますか。

○委員

細かい話になりますが、おおさかユニバーサルデザインⅠとⅡですが、ちょっとネーミングで中身がすぐにわかりにくいなというふうに思いました。それから11ページの一番下のところに照明について書いてありますが、照明はリモコンやタブレット等で操作できることが望ましいと書いてありますが、メーカーでは音声で操作できるものもできてますので、そういうものも視野に入れて書いていただけたらなと思います。タブレットは高齢者には使いにくいので、タブレットは抜いていただいた方が現実的ではないかなと思いました。それと一番下の室内の照明は間接照明とし、光源が利用者に直接見えないように配慮するって書いてありますが、意味が全く分かりません。間接照明にすると電力消費量が非常に大きくなりますし、光源が利用者に直接見えないというのは大切だと思いますが、角度を変えれば光源は見えますので何を言っているんでしょうというふうに思いました。それとビジネスホテルに行ってよく困るのはデスクライトが無くて仕事ができないということがありますので、それはむしろ間接照明だけでは解決できないので、この一文だけでは照明の配慮ができるとは思えないので、少し一緒に考えませんかというご提案をさせていただきたいと思います。それとデシベルのBは大文字ではないでしょうか。以上です。

○部会長

専門の立場から具体的な検討項目についてご意見いただきました。まず一つ目が名前が長くて、中身が分かりにくい。このあたりどうでしょうか、今後検討していくのでしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。名前については事務局でイメージしやすいように考えました。委員から良い案がございましたらいただきたいと考えております。提案したものより分かりやすい名前があれば教えていただきますようお願いいたします。8月に審議会を予定しており、今回いただいたご意見やホテル又は旅館の一般客室における考え方を説明する予定です。その時までには名前も含めて提案したいと考えております。

○部会長

もし委員の皆さん、関係者の皆さん、良い案がありましたらぜひ事務局までご意見お願いします。さっきの照明とか音の関係などそのあたりこそ数値で示した方が良いのか、具体的に空間デザインとしての関係で述べていくのかここで全部網羅していくわけにはいかないんですけども、またご意見等がありましたら、利用者の立場とか、あるいは基準規定のやり方のありかたとしてどうあるべきか、設計者さんのご意見をいただきたいと思います。

○事務局

名前の件ですが、高齢者、障がい者や車椅子配慮等いろいろ考えましたが、対外的に車椅子と言いますとそんなに大層なことやらないといけないのかとか過剰な反応をされてしまうこともありますので、普通にできることをやっていただくということで、Ⅰ・Ⅱとしたところです。松竹梅等のランクをつけるという議論もありましたが、狭い部屋では全てはできないが、狭い部屋でもできることはやっていただく、広い部屋は空間もあるのでそこにふさわしいことをやっていただくという考えです。それぞれの面積に応じたユニバーサルデザインの視点に立って対応していただくという思想に基づき、基準を定めています。そこで皆さんからより良い名前などがあればご提案いただきたいと思っています。ユニバーサルデザインの他にもバリアフリーとかいろいろありますので、普通に対応していただくものだという名前があればよろしくお願いします。

○部会長

他にありますか。

○委員

13ページにあります。大阪府条例ガイドラインの追加の内容ですが、案内表示、情報伝達設備関係の設備備品の設置又は貸出の内容があります。設置又は貸出を含めていろいろな設備の名前がでていますが、最後に望ましいという言葉が付いています。私が気になったところはハード面ではフラッシュライトを取り付けるなどほかのところも含めまして新しいホテルを作るときには義務。既存のホテルについてはできるだけ改修していただく。ただ望ましいという表現がほとんどですが貸出については望ましいという表現でいいのか聴覚障がい者用備品として売っているものもありますので、客室に取り付けたり、フロントに置いておいて希望があれば貸し出す。そういうことは難しいことじゃなくてすぐにできることなので、望ましいではなくて義務付けの方向でできないでしょうか。なぜなら、災害はいつ起こるか分からないからです。ホテルでの緊急災害対応とかです。隣の部屋で火災が発生するとかはいつ起こるかは分かりません。なので貸出が望ましいという表現でいいのかというふうに私は思います。

○部会長

望ましいという言い方で、命を落とされる。そういう災害の対応とかはシビアにするべきだろうということです。このことについて事務局としてどういうお考えですか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。今回資料１で示したものは一例でございまして、また秋以降に部会等でご意見をお伺いしたいと思います。備品についてですが、ご意見としていただいた備品等の貸出をすべてのホテルに義務付けることは現段階では難しいと考えております。ガイドラインの記述につきまして、望ましいや配慮する等の書き方にするかにつきましては、委員のご意見も踏まえ、考えていきたいと思っております。また、情報提供については、災害時の対応等のホテル事業者が取り組んでいる情報の公表をしていただくことを考えております。各ホテル事業者が災害時・緊急時の対応や、聴覚障がい者、視覚障がい者の方への対応の取組み等について記載していただいて分かりやすくしていただこうと考えております。

○部会長

望ましいというのはガイドラインの表現としては必要なのかなとは思います。具体的にこれをしなさいということができればいいんですけども、いろんな方法があってその状況とか環境にあったものをやっていくということが必要なのかなとは思います。

○事務局

一点だけ補足させていただきます。最後に申しました18ページに情報の公表の規定がありますが、規則においてソフト対応の項目の有無については、義務付けをさせていただきたいと思います。そこでホテル事業者には有無を選んでもらいたいと思ってます。委員の意見にありましたソフト対応の上から3つ目の非常用警報ランプとか呼出用バイブレーションの有無については公表制度の中で義務付けていきたいと思っています。設置をすべてのホテルに義務付けるのは現段階では難しいと考えている所ではございます。

○委員

今事務局の方からお話もありました情報公表の制度のことです。公表項目のレベルが統一されていないのかなという気がします。一番上の駐車場から主にハード面の項目があって⑨にざっくりとソフト対応の有無と書かれているんですけど、このソフト対応をもうちょっと具体的に書いていただきたいと思います。1つ目は今ありました貸出についてでして、この中に3つぐらいあります。2つ目についてはコミュニケーション対応です。それから3つ目は介助とか案内です。これぐらいでいいので、具体的にソフト対応の有無を記述するというふうにしていただけたら上の公表項目と合ってくるように思います。

○事務局

ご意見ありがとうございます。ソフト対応のイメージとしては右側にあります特記事項のところに有無について書いていただきたいと思っております。最終的にはもう少し議論を重ねたいと思っております。先ほどの3つぐらいに分けるというのは参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員

ガイドラインの方にいろいろ記述していくかと思いますが、ハード面だけじゃなくてソフト面も書かれていくかと思いますが、ここの追記事項案だけで網羅できるのかということもあるかと思いますので、ひとつここだけ取り出すようなホテルのガイドラインみたいなものをここに入れ込むものとは別に作るということは可能じゃないかなとは思いますが、いかがでしょうか。あとガイドラインで貸出とかでマストにできないというのはもちろんあるとは思いますが、可能であれば備品の購入であるとか一定の設備であるとか簡単に買えるものとかの基準を作って補助を出すとかをしてより備品等を揃えれるような、誘導できるようなものがあってもいいんじゃないかなとは思います。以上です。

○部会長

ソフト面でかなり具体的にどのようにしていくかという課題がありそうですが、実際にどうやってるかという確認ですね。備品を買ってちゃんと置いてるかとかの確認はそれはどうやってするのかそのあたりも大事だと思います。

○事務局

ありがとうございます。情報提供については17ページに記載しています。まず計画書を届出していただいて、府が概要を公表することを考えています。府から必要な事項について報告を求めて確認ができるように考えています。

○部会長

非常に重要なところですのでよろしくお願いします。気になったところがあるのですが、筆談や手話での対応とありますが、最初はやってたんですが担当者が辞めましたとかがよくあるので、最初はやってるけども後からなくなるという状態、継続的にその状態がきっちりやられてるのか。データだけひとり歩きして現場行ったら使えないというのが一番困りますので、そこについても今後の検討課題としてやっていきたいと思います。

○事務局

一点先ほどの話で、ホテルのガイドラインを別に作ったらどうかということについては検討させていただきたいと思います。ちなみに11、12、13ページに書いているところは国のガイドラインで今回の追記で府のガイドラインに入っていない事項を記載しており、先ほど委員からご意見ありました内容の検証については十分にできていません。今後、追記や表現等も含めご意見をいただきまして、秋頃に案をお示しし、具体的な議論をさせていただきたいと思います。

○部会長

ありがとうございます。他にはどうでしょうか。

○委員

感想ですが、先ほど名前のことで車椅子配慮ということで設計の方が過剰に反応してということで私としてはそうでもないかと思います。一般的なハードルはまだまだ高いということで耳が痛いなと思いました。それで先ほど委員の方からありました、視覚障がい者への配慮で、ある程度製品化された配列とかを決めてもらえたらというのがあったと思うんですが、ホテルごとでそれぞれ条件が違うので、同じようなレイアウトにするのは難しいとのご回答でした。確かにホテルは違いますので、同じようにするのは難しいですが、ドアを開けて中に入ったらユニットバスがあって奥にベッドがあるというのは同じだと思います。なのである程度、細かいところは難しいとは思いますが、一応の配列を決めるというのは可能ではないかと思います。全部がそうしないといけないとかではなく、視覚障がい者の方が使いやすいモデルタイプがあって、その部屋が何部屋ありますとかで情報公開をするということはそんなに難しくないのかなと思いました。それから情報公開についてですが、既存施設については努力義務ということになってますが、新しい施設については段差はもちろん無いのかと思うのですが、既存のホテルについては駐車場からエントランスまで多少段差があるという場合とかですね。段差があっても状況によっては超えることができる部分もありますので、情報公開で場合によっては写真を載せるということをやれば分かり易いのかなとは思います。以上です。

○部会長

空間の標準化の問題っていうのは非常に難しいとは思うんですけど、大阪府だけが標準化しても大阪から一歩出れば全然違う基準になるというのはまずいので、国との話ありましたけども、国の動きと大阪府の独自の動きをどう整合をとるのか。このあたりのことが非常に大きいので標準化とかについてはメーカーさんの都合もあると思いますし、いろんな条件を入れながら情報収集しながら部会とかで議論の中に入れていただきたいなと思います。あと、建築関係の設計をやられてる立場からこうあってほしいという意見とともに当事者の方から意見を吸い上げるようなことが必要かなというふうに思いました。ありがとうございました。他にございますか。

○委員

一点お伺いしたいんですけども、皆さんのお話を聞いてて気になったのが、部屋を使いやすくするということは通常時ですが、避難をしないといけないという時、非常時の情報があまり入っていないかなと思いました。範疇を超えてるのかもしれないですが、例えば火災とか地震とかで避難しないといけないとなった時に、車椅子使用者が5階に泊っていた場合、エレベーターも使えないのでどういう体制で避難するのか、というところです。これはホテル側の責任なのか行政として何かしないといけないのかというところでどういうお考えをお持ちなのか、というところが一点でございます。もう一点は細かな数値の話ですが、20ページに客室数が十分に足りるという結論の計算式がございますが、これは一番最初の前提として、万博と通常宿泊されている方の中でどれだけ車椅子を使っている方がおられるのかというのが厚生労働省のデータから出てきているということかと思います。しかし、ホテルの建設等のトレンドが、これから変わってくる可能性もありますし、実績あるいは今後のトレンドを含んだ推計値なのかというのを教えていただきたいなと思います。

○事務局

緊急時につきましては、先ほど委員から意見を頂戴しましたが、備品の貸出や案内等の区分において緊急時や非難時に障がい者の方にどのような対応をするのが望ましいか等のソフト的な対応を求めていきたいと考えています。数値につきましては、ビッド・ドシエや厚労省のデータ等を使いまして、算定しているところでございます。旅館業法の許可についても実績として扱っていますが、18年から24年につきましてはトレンドにより推計しています。以上でございます。

○部会長

安全の確保、避難は今日の議論の柱になっていたかと思いますが、ホテルに限らず考えていかないといけないとは思います。データにつきましてはこれからどんどんいろんなところで出てくるかと思いますが、あくまで参考資料として具体的にどんだけの規模をどこに配置するのかとか、ホテルでも立地環境によって特定の地域に集中しやすいですけど、利用者にとってどうあるべきか。特にハンディキャップを持った方たちにどういったアクセスがあるのかという問題も絡めて立地環境、分布状況も含めた数のチェックをやっていく必要があると思いますので、またご議論いただきなと思います。他にございますか。

○委員

ホテルということですので稼働率がひとつホテルさん側としては重要になるかと思います。特にビジネスホテルとなりますとお部屋の単価としては安いので、ビジネスホテルになってくると稼働率を上げるというのが非常に重要になってくるかと思います。こちらの方の義務化とか努力義務化というのはありますが、やはりホテルさんの協会とかの意見をもっと聞くべきなのかなと思いました。でないと義務化の方はいいんですけども努力義務というのが逃げ道みたいになってますので、努力義務というものが逃げ道とならないようにホテルさんの意見をもっと聞く必要があるのかなと思いました。以上でございます。

○事務局

ご意見ありがとうございます。当事者の方や設計事務所の意見をお聞きしたことに加え、ホテル事業者の意見もお伺いしております。本委員である大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合の岡本理事長にもご意見をお聞きしております。ヒアリングでは、ビジネスホテルの営業者の方は稼働率を非常に重要視されているところです。府としては狭い部屋に車椅子等が対応できるスペースを求めていくのは非常に厳しいと考えており、1ベッドについては18平方メートル以上、2ベッド以上については22平方メートル以上で案を作成したところでございます。当事者の方や設計事務所の方の他にもホテル事業者さんのご意見もお聞きしたところでこういった基準を導きださせていただいたところでございます。先ほど私のご説明でも申し上げましたが、再度ホテル事業者の方にはヒアリングをさせていただこうと思っております。以上です。

○部会長

他にありますか。

○委員

この最初の出発点がどんな部屋でも障がいがあってもなくても使えるようにするというふうなところで話が進んできたかと思いますが、以前委員からありましたホテルを使うなら洗面台も使える方がいいということはもちろんですけども、じゃあ洗面所が使えなければホテルそのものが使えないというわけじゃなくて、できるかぎり使えるように基準として作ることによって、障がいの程度っていうのは様々なので、ちょっとした違いで使えたり使えなかったりしますので、基準を定めることによってすべてが出来たりできなかったりすることではないが、そこで何かひとつ基準を作ることによって、ここまでだったら使えるだろうという人も現れてくるというのは事実なので、すべての人がすべての部屋を使えるというふうに考えたときにできるだけそういうポイントを作っていただいて、障がい者のひと、特に車椅子の人が入れる入れないについては、ソフト対応も必要ですがハード対応も必要なのでポイントを作るということも大切であるということは改めてお伝えさせていただきたいと思います。以上です。

○部会長

事務局からコメントどうですか。

○事務局

ありがとうございました。通路の件については東京都はもともと70センチメートルの規定を考えていましたが、客室出入口が80センチメートルあればそのまま通路幅も確保できるという考え方で規定しませんでした。通路幅については、80センチメートルあれば15平方メートル程度の客室でも確保されているのかなという感じはございます。そこは基準にしないと80センチメートルの幅の確保ができないのか、なくても一定今の基準の中でも確保できるのか等も検討させていただければと思っております。

○委員

新規のホテルを主に対象としてるので、最近タッチパネルでスイッチであるとか、例えば空調設備の温度の設定とかが増えてきたと思うので、むしろ私たちは古いものの方が使いやすくて、視覚に障がいがある人はちゃんとボタンが付いているもののほうが使いやすいなと思いますし、カードキーでもどっちが表か分からないし、部屋番号も分からないということがありまして、いったん部屋番号を忘れて戻れないという体験をしまして、プライバシーとかからカードには部屋番号は書かないというのが最近増えてきているのかなと思います。二日間違うホテルに泊まったら新しい番号とごっちゃになったりして、昔ならカギに大きい部屋番号が書いてたりしたんですが、最近それが減ってきたので、細かいところなんですけどもはじめて泊まるところについては分かり易いものがいいかなと思いますので、例えばユニバーサルデザインだから視覚障がい者とか聴覚障がい者とかをあまり書かない方がいいということもありますが、もっと意識をしてほしいです。視覚障がい者が泊まるときはなにが必要なのかとか聴覚障がい者の方が泊まりに来たときはなにが必要なのかとかをそういう人がいるという意識をもっとできるような項目を作ってほしいなというふうに思いました。

○事務局

ご意見ありがとうございました。誤解を招いているかと思うのですが、先ほどの客室基準のネーミングの話でして、決してそれぞれの障がいの方を表に出さないということは無くて、ここの基準のネーミングの話で、それはないということをご理解いただければなと思っております。それと視覚障がい者や聴覚障がい者の方については先ほどの繰り返しになりますが、公表制度の中で備品を貸出ということを明確に、条例の規則上もこういうのがあるかないかが分かるようにちゃんとしてほしいというのは書いていきたいと思っております。カードキーについては、ガイドラインに記載してはいるんですけど、ホテル事業者や設計事務所にきちんと伝わってないことは確かに我々課題とは認識してますので、先ほど委員からもありましたホテルの部分を取り出したらどうかということもありましたので、啓発の仕方やまとめ方も含めて今後検討していければと思っています。

○部会長

委員からご意見ありまして、事務局からご回答いただいたので、これで終わりたいと思います。継続的にまた基本的なユニバーサルデザインを実現するための議論をガイドラインの具体的な検討の中でもやっていきたいと思います。今日は時間がきましたので、これで閉じたいと思います。以上をもって議事を終了いたします。